

ご利用代金明細に関する特約

本特約は、対象本会員（第 1 条に定義する会員をいいます。）との関係において、J-WEST カード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定められた明細（以下「明細」といいます。）の通知の取扱い等について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

第 1 条（本特約の適用範囲およびその効力）

1. 本特約は、会員規約に定める本会員に対して適用されるものとします。
2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第 2 条（明細の電磁的方法による通知）

1. J-WEST カード（JCB）本会員に対して、以下のとおり通知するものとします。
 - (1) 当社は、J-WEST カード（JCB）本会員に対し、会員規約の規定にかかわらず、会員専用 WEB サービス「MyJCB」（以下「MyJCB」といいます。）により、電磁的方法によって明細の内容を通知するものとします。J-WEST カード（JCB）本会員は、「MyJCB」内において明細の閲覧および所定の方式によるダウンロードを行うことができます。
 - (2) 当社は、MyJ チェック利用者規定（※）第 5 条第 6 項に基づき、明細の内容が確定した旨の通知を、J-WEST カード（JCB）本会員が申請した E メールアドレス宛に原則として毎月送信するものとします。
 - (3) J-WEST カード（JCB）本会員は、前 1 号の方法により明細の電磁的方法による提供を受けることができるよう、会員規約に定める約定支払い日の当月 19 日までに、「MyJCB」および WEB 明細サービス「MyJ チェック」に登録し、かつ J-WEST カード（JCB）本会員の資格を有する間、これを維持するものとします。
2. J-WEST カード（Visa）本会員および J-WEST カード（Mastercard®）本会員に対して、以下のとおり通知するものとします。
 - (1) 当社は、J-WEST カード（Visa）本会員および J-WEST カード（Mastercard®）本会員に対し、会員規約の規定にかかわらず、会員専用 WEB サービス「MUFG カード WEB サービス」内で提供される「WEB 明細チェック」により、電磁的方法によって明細の内容を通知するものとします。J-WEST カード（Visa）本会員および J-WEST カード（Mastercard®）本会員は、「MUFG カード WEB サービス」内において明細の閲覧および所定の方式によるダウンロードを行うことができます。
 - (2) 当社は、明細の内容が確定した旨の通知を、J-WEST カード（Visa）本会員および J-WEST カード（Mastercard®）本会員が申請した E メールアドレス宛に原則として毎月送

信するものとします。

(3) J-WEST カード (Visa) 本会員および J-WEST カード (Mastercard®) 本会員は、前 1 号の方法により明細の電磁的方法による提供を受けることができるよう、会員規約に定める約定支払い日の前月 18 日までに、「MUFG カード WEB サービス」および「WEB 明細チェック」に登録し、かつ J-WEST カード (Visa) 本会員および J-WEST カード (Mastercard®) 本会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第 3 条 (明細手数料の支払義務)

前条の定めにかかわらず、当社は、本会員の申し出がある場合または J-WEST カード (JCB) 本会員が前条 1 項 3 号の、J-WEST カード (Visa) 本会員および J-WEST カード (Mastercard®) 本会員が前条 2 項 3 号の義務を履行しない場合には、明細書 (明細を书面化したものをいいます。以下同じ。) を本会員の届出住所宛に送付するものとします。この場合、本会員は、当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料 (以下「明細手数料」といいます。) として当社が定める額を支払うものとします。

第 4 条 (明細手数料の支払時期および支払方法)

1. J-WEST カード (JCB) 本会員は、以下のとおり支払うものとします。

(1) J-WEST カード (JCB) 本会員は、前条に基づき当社から明細書の送付を受けた場合、その翌月の約定支払い日に、当該明細書の明細手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。

(2) 前号にかかわらず、次のいずれかに該当した場合には、明細手数料の支払時期は、翌々月以降に繰り延べられるものとします。

①前 1 項 1 号による明細書の送付以降、当社から本会員に対するカード利用代金の請求がない場合

②前 1 項 1 号による明細書の送付以降、当社から本会員に対する請求内容が年会費等、当社が定める費用・手数料の請求のみである場合

2. J-WEST カード (Visa) 本会員および J-WEST カード (Mastercard®) 本会員は、明細手数料を、当該明細手数料に係る明細書で請求するカード利用代金の約定支払い日に当該代金と合算して支払うものとします。

第 5 条 (明細手数料の支払義務を負わない場合)

第 3 条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当該本会員は、明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は、明細書発行に係る明細手数料の支払義務を負わないものとするか否かを、明細確定通知 (第 2 条に定める通知をいいます。) までに確定させるものとします。

(1) 明細に、分割払い利用残高 (ショッピングスキップ払い利用残高を含む。) および 2 回

払い、ボーナス 1 回払いの明細が含まれる場合

(2) 明細に、リボルビング払い利用残高に係るものが含まれる場合

(3) 前各号のほか、当社が明細手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

第 6 条（明細手数料の返金）

当社が第 3 条の定めにより本会員に対して明細書を送付した場合であっても、当該明細書に記載されたカード利用代金すべてについて、本会員に支払義務がない場合には、当社は、会員の請求により、当該明細手数料を返金します。

第 7 条（明細手数料の返金口座）

前条により当社が明細手数料を返金する場合には、本会員名義の預貯金口座への振込みの方法によるものとします。この場合において、お支払口座として当社に登録された預貯金口座がある場合には当該口座への振込みとし、お支払口座の登録が存在しない場合には、預貯金口座の届出をしていただきます。当社は、かかる預貯金口座の届出がなされるまで、明細手数料の返金を行わないことができるものとします。

第 8 条（明細手数料の相殺）

前条の規定にかかわらず、当社が会員に対して金銭債権を有している場合には、その履行期において特段の意思表示をすることなく、当該金銭債権と返金すべき明細手数料とを相殺することができるものとします。

第 9 条（明細手数料の利息）

当社は、明細手数料の返金をすべき場合、返金すべき金員に対し利息を付さないものとします。

第 10 条（本特約の変更）

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

(※) MyJ チェック利用者規定については、株式会社ジェーシービーのホームページ (<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>) を参照ください。

(制定：2021 年 8 月 1 日、適用：2022 年 3 月 15 日)